

大阪体育学研究編集規程

- 1 大阪体育学研究は大阪体育学会の機関誌として年 1 回発行するものとし、その時期は原則として 2 月 1 日とする
- 2 本機関誌に掲載する論文は原則として次の通りとする。
 - 1) 総説
 - 2) 原著論文
 - 3) 実践研究
 - 4) 短報
 - 5) 問題提起
 - 6) その他
 - 7) 二次出版
- 3 別冊は実費とする。
- 4 本機関誌に掲載された論文などの著作権の一切（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
- 5 本規程の改定には編集委員の議決（過半数）を必要とする。

附則 本規程は平成 3 月 12 月 15 日より施行する。

附則 本規程は平成 9 年 11 月 22 日より施行する。

附則 本規程は平成 19 年 3 月 24 日より施行する。

附則 本規程は平成 25 年 12 月 7 日より施行する。

附則 本規程は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

附則 本規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。